

預金等共通規定

お預け入れのご預金等は、「預金等共通規定」(以下「本規定」という)のほか各種預金規定及び各種規定等によりお取扱いたします。

なお、本規定と各種預金規定、各種規定等で異なる定めがある場合は、当該取引にかかる、各種預金規定、各種規定等が本規定に優先して適用されます。

1.(届出事項の変更、通帳等の再発行等)

- (1)通帳や証書及び印章の盗難、喪失、毀滅があった場合、又は、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があった場合は、直ちに書面によって当社に届け出てください。
- (2)前(1)の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に当社がそれまでの届出内容を前提として取り扱ったことにより生じた損害については、当社に過失がある場合を除き、当社は責任を負いません。
- (3)通帳や証書及び印章を失った場合の預金等の払戻し、解約又は通帳等の再発行は、当社所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

2.(印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影(又は署名)を届出の印鑑(又は署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

3.(譲渡、質入れ等の禁止)

- (1)各種預金等、預金等契約上の地位その他その取引にかかるいっさいの権利及び通帳等は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、又は第三者に利用させることはできません。
- (2)当社がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当社所定の書式により行います。

4.(反社会的勢力との取引拒絶)

当社は、各種預金取引やその他付随取引及び当社が取扱う各種サービス等(以下これらを総称して「取引」といい、取引にかかる契約・約定・規定等を「契約等」といいます)は、6.(4)の① ②のAからF及び③のAからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、6.(4)の① ②のAからF及び③のAからEの一にでも該当すると当社が判断する場合は、当社は取引の開始をお断りします。

5.(取引の制限等)

- (1)当社は、預金者及びサービス利用者の情報や具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。また、預金者情報、サービス利用者情報に変更があった場合は速やかに当社に届け出てください。預金者及びサービス利用者から正当な理由なく指定した期限までに回答、届出いただけない場合には、入金、払戻、各種手続等について、各種預金規定及び各種サービス利用・取引規定にもとづく取引の一部を制限することがあります。
- (2)1年以上利用のない預金口座、サービスは、入金、払戻、各種手続等について、各種預金規定及び各種サービス利用・取引規定にもとづく取引の一部を制限することがあります。
- (3)日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当社の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当社所定の方法により届け出るものとします。正当な理由なく当社が指定した期限までに新たな在留資格及び在留期間等の届出がない場合には、当該預金者及びサービス利用者が当社に届け出た在留期間満了日以降、入金、払戻、各種手続等について、各種預金規定及び各種サービス利用・取引規定にもとづく取引の一部を制限することがあります。
- (4)前(1)の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者及びサービス利用者の回答、具体的な取引の内容、又は預金者及びサービス利用者の説明内容やその他の事情を考慮して、当社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻、各種手続等について各種預金規定及び各種サービス利用・取引規定にもとづく取引の一部を制限することがあります。
- (5)前(1)から(4)に定めるいずれの取引の制限についても、預金者及びサービス利用者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、又は経済制裁関係法令等への抵触のおそれ

が合理的に解消されたと当社が認める場合は、当社は当該取引の制限を解除します。

6.(取引の停止、及び解約等)

- (1)預金口座等を解約する場合には、その通帳又は証書等(無通帳の場合はキャッシュカード等)及びお届け印を持参のうえ、当店又はお近くの当社国内本支店に申し出てください。
- (2)届出の印鑑(又は署名鑑)と解約にかかる払戻請求書等の署名及び押印された印影(以下「払戻請求書等」という)が印鑑照合機により照合手続ができた場合は、取引店のほか当社国内本支店のどの店舗でも解約することができます。ただし、当社所定の一定の取引の解約については取引店のみとし、それ以外の当社国内本支店では取次となります。その場合は、その通帳又は証書及び払戻請求書をお預りして取引店に取立し所定の手続が完了した場合にご本人に再度ご来店いただき解約残高をお支払いします。なお、取次の場合は、取引店にて解約した後の利息は付利いたしません。
- (3)次の各号の一にでも該当した場合には、当社は通知することなく預金等取引を停止し、また、通知のうえ預金等取引を解約することができます。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当社が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した場合に解約できます。
 - ①預金等取引の名義人が存在しないことが明らかになった場合又は取引名義人の意思によらずに取引開始されたことが明らかになった場合。
 - ②この預金の預金者が 3.(1)に違反した場合。
 - ③この預金、サービスがマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、又はそのおそれがあると合理的に認められる場合。
 - ④前 5.(1)から(4)までのいずれかの定めにもとづく取引の制限が 1 年以上にわたり解消されない場合。
 - ⑤この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、又はそのおそれがあると認められる場合。
- (4)前(3)のほか、次の各号の一にでも該当すると当社が判断し、お客さま(取引にかかる代理人及び保証人を含みます、以下同じ)との取引を継続することが不適切であると当社が判断する場合は、当社はお客さまに通知することなく取引を停止し、又はお客さまに通知することにより契約等を解約することができます。
 - ①お客さまが、取引のお申込時に確認した「反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意事項」に該当していたことが判明した場合。
 - ②お客さまが、次のいずれかに該当したことが判明した場合。
 - A 暴力団
 - B 暴力団員
 - C 暴力団準構成員
 - D 暴力団関係企業
 - E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
 - F その他前 A から E に準ずる者
 - ③お客さまが、自ら又は第三者を利用して次の A から E に該当する行為をした場合。
 - A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - E その他前 A から D に準ずる行為
- (5)当社が別途表示する一定の期間お客さまによる利用がない場合には、当社はこの取引を停止し、又はお客さまに通知することによりこの預金口座を解約することができます。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (6)前(3)から(5)又はその他の理由により、この預金口座が解約され残高がある場合、又はこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳等を持参のうえ、取引店に申し出てください。この場合、当社は相当の期間をおき、必要な書類等の提出又は保証人を求めることがあります。

7.(成年後見人等の届出)

- (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人につ

- いて、家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始された場合も、同様にお届けください。
- (2)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
 - (3)預金者もしくは預金者の補助人・保佐人・後見人について、すでに家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始している場合、又は家庭裁判所の審判により、預金者について、任意後見監督人の選任がされている場合にも、前二項と同様にお届けください。
 - (4)前三項の届出事項に取消又は変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
 - (5)前四項の届出前に、当社が各届出前の状況を前提として手続を行った場合には、それにより生じた損害については、当社は責任を負いません。

8.(通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当社が通知又は送付書類を発送した場合には、延着し又は到着しなかった場合でも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

9.(保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1)預金等は、当社に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、預金等に、お客さまの当社に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当社に対する債務でお客さまが保証人になっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2)前(1)により相殺する場合の手続については、次によります。
 - ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、通帳等及び当社所定の払戻請求書に届出印を押印して直ちに当社に提出してください。ただし、この通帳等で担保される債務がある場合に、当該債務に預金者自身の当社に対する債務と第三者の当社に対する債務の保証債務が存在する場合には、最初に保証債務から相殺します。
 - ②前①の充當の指定のない場合には、当社の指定する順序方法により充當します。
 - ③前①による指定により、債権保全上支障が生ずるおそれがある場合には、当社は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができます。
- (3)前(1)により相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日までとして、利率、料率は当社の定めによります。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当社の定めによります。
- (4)前(1)により相殺する場合の外国為替相場については、当社の計算実行時の相場を適用します。
- (5)前(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがある場合には、その定めによります。ただし、借入金の期限前弁済等について当社の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができます。

10.(盗難通帳による払戻し等)

- (1)盗取された通帳等を用いて行われた不正な払戻し(以下、本条において「当該払戻し」という。)については、次の各号のすべてに該当する場合、「預金者保護法」の対象となる預金者(以下、本条において「預金者」という。)は当社に対して当該払戻しの額及びこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ①通帳等の盗難に気づいてからすみやかに、当社への通知が行われていること
 - ②当社の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
 - ③当社に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2)前(1)の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当社は、当社へ通知が行われた日の30日(ただし、当社に通知することができないやむを得ない事実があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しの額及びこれにかかる手数料・利息に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を補てんします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当社が善意無過失であること、及び預金者に過失(重過失を除く)があることを当社が証明した場合には、当社は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんします。
- (3)前(2)の規定は、前(1)①に規定する当社への通知が、この通帳等が盗取された日から(通帳等が盗取

された日が明らかでない場合は、盗取された通帳を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日)、2年を経過する日より後に行われた場合には、適用されません。

(4)前(2)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当社が証明した場合には、当社は補てんしません。

①当該払戻しが行われたことについて当社が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること

A 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと

B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、又は家事使用人によって行われたこと

C 預金者が、被害状況についての当社に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

②通帳等の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じ又はこれに付随して行われたこと

(5)当社が当該預金等について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、前(2)の規定にもとづき補てんを行うことはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償又は不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

(6)当社が前(2)の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金等にかかる払戻請求権は消滅します。

(7)当社が前(2)の規定により補てんを行った場合は、当社は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳等により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権又は不当利得返還請求権を取得します。

11. (規定の変更について)

法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他の理由により、この規定を変更する必要がある場合は、民法その他の法令の規定に基づき、当社は、変更内容について当社ホームページの掲載、店頭掲示等、適宜の方法で周知することにより、これを変更できるものとします。変更された場合には、変更後の内容が適用されます。

以上

(2026年8月17日改定)